

成長産業分野支援資金

プロジェクト分野

融資
期間**10年以内**

据置1年以内

県の利子補給率

最大 **0.67%**

(信用保証 任意)

融資限度額
10億円

県制度融資とは

県が金融機関に利子補給を行い、
中小企業者の皆様の利息負担を軽減する制度です

融資対象者

プロジェクト分野に参画する個人事業者、会社、組合

▼ 下記の3つのプロジェクトに合致する取組を実施する場合に、
資金の利用が可能となります



医療・健康関連産業

ファルマバレー

医療健康産業分野の研究、開発、
製造、販売の実施に必要な資金

食品・ウェルネス関連産業

静岡ウェルネス

未来型食品等又はウェルネスサービス・製品等の
研究、開発、製造、販売の実施に必要な資金

光・電子技術関連産業

フotonバレー

光・電子技術を基盤とした技術・製品の研究、
開発、製造、販売に必要な資金

「成長産業分野支援資金(プロジェクト分野)」の概要 (旧「クラスター産業分野支援貸付」)

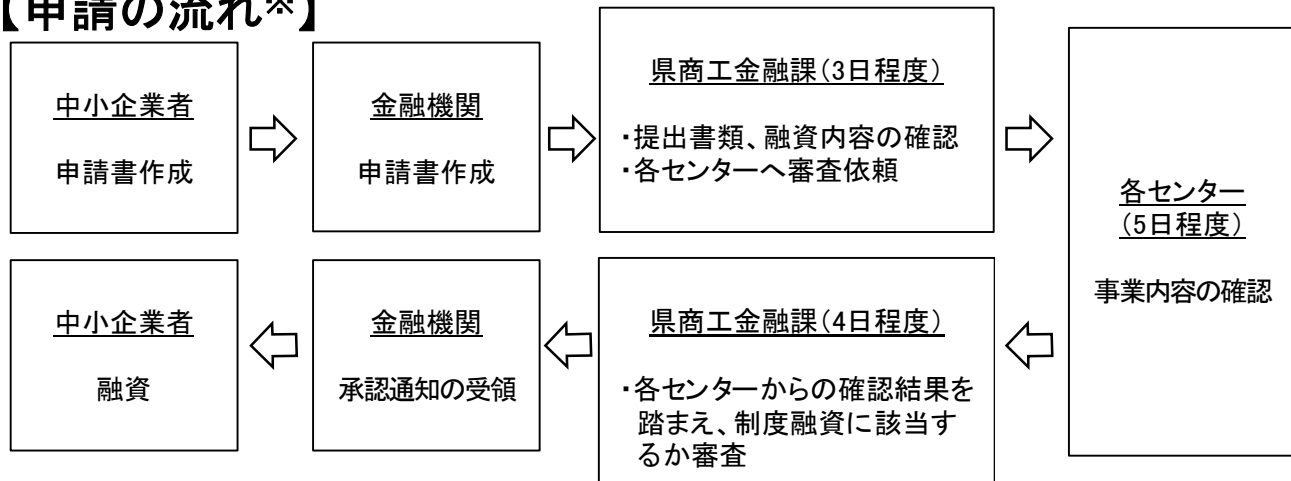
(令和7年4月1日現在)

区分	内容		
融資対象者	プロジェクト分野に参画する個人事業者、会社、組合		
資金使途	プロジェクト関連分野事業の実施に必要な設備資金、運転資金		
融資限度額	10億円	融資期間	10年以内(据置1年以内)
融資利率	金融機関による(固定金利または変動金利も金融機関による)		
利子補給率	金融機関が定める金利のうち、1/2を県が金融機関に利子補給する。ただし0.67%まで。 (例:金融機関が定める金利が120%の場合、県が0.60%利子補給をするため、融資利率は0.60%となる。)		
保証料率	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、 年0.3～1.3%(有担保の場合0.1%割引)		
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる		
償還方法	元金均等月賦償還または元利均等月賦償還		
ホームページ	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028461.html		
提出書類	申込書【様式第1号】、成長産業分野支援資金確認書【様式第16号】、事業計画書【様式第16号別紙】、資金使途判断表、土地・建築物等取得計画書【様式第17号】(土地または建築物等 を取得する場合)、見積書(設備資金の場合)、決算書(最近2年間)等		

※取組内容が各プロジェクトに該当するか否かは、下記問い合わせ先までお願いします。

プロジェクト関連分野	プロジェクト	問合せ先
【東部】医療・健康関連分野	ファルマバレー	ファルマバレーセンター(055-980-6333)
【中部】食品・ウェルネス関連産業	静岡ウェルネス	ウェルネス・フーズ産業支援センター(054-254-4513)
【西部】光・電子技術関連産業	フotonバレー	フotonバレーセンター(053-471-2111)

【申請の流れ※】



※書類が整っていた場合の目安です。不備がある場合、書類が整うまで審査が中断します。
商工金融課へ申請書類を提出する前に、各センターへ資金使途について
事前確認を受けるようお願いいたします。

